

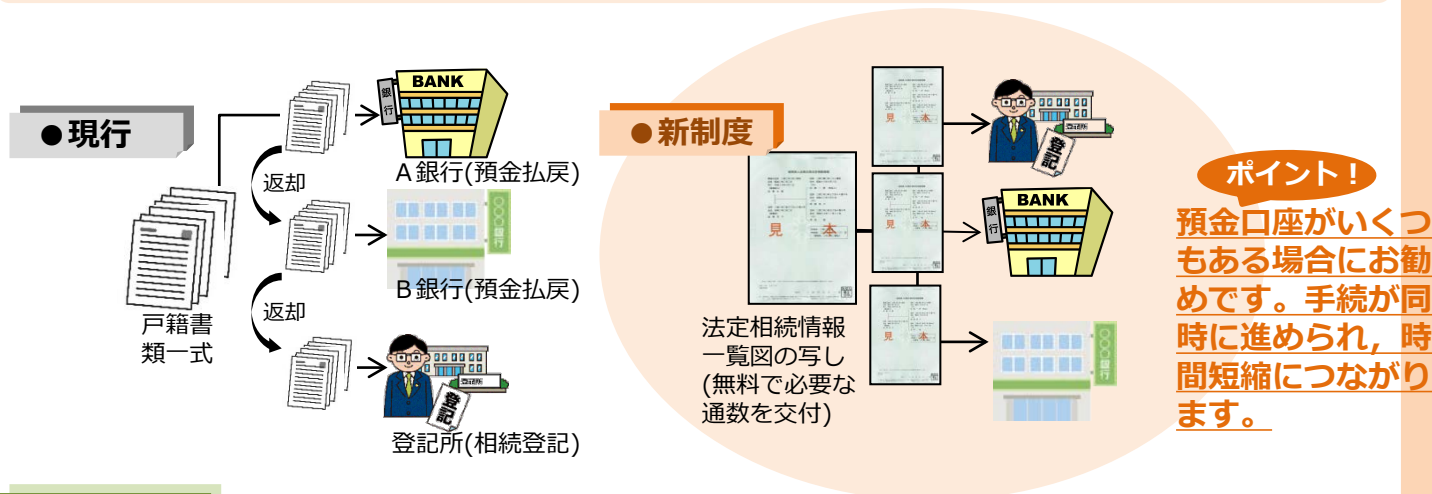
あなたの相続手を応援します！

# 法定相続情報証明制度



平成29年5月29日(月)から、全国の登記所(法務局)において、各種相続手続に利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタート！この制度を利用することで、各種相続手続で戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります(※1)。

※1 相続手続が必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先となる各機関にご照会ください。



## 制度の概要

① 申出(法定相続人又は代理人)

①-1 市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。

①-2 法定相続情報一覧図を作成します。

①-3 所定の申出書を記載し、①-1、-2の書類を添付して登記所に申出をします。

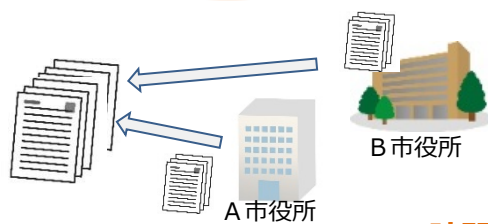
② 確認・交付(登記所)

②-1 登記官による確認、法定相続情報一覧図の保管

②-2 認証文付き法定相続情報一覧図の写しの交付、戸除籍謄本等の返却

③ 利用

③ 各種相続手続へお使いください。(戸籍の束の代わりに各種手続において提出することが可能に)



**ポイント!**

時間がなく、戸籍の収集や一覧図の作成が面倒な場合は、専門家(※2)に依頼することも可能です。



未来につなぐ相続登記  
不動産の相続登記  
をお忘れなく!  
次の世代へのつとめです

※2 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

法定相続情報証明制度の詳しい手続は、[法務局ホームページ](#) をご覧ください。

## 法務局からのお願い

○相続手続で必要となる書類は、提出先の各機関で異なります。

法務局で本証明書を交付した後に、各機関の申請書、遺産分割協議書、各相続人の印鑑証明書（原本）及び実印等が必要となる場合がありますので、**必要書類等はあらかじめ提出先にお尋ねください。**

○法務局の相談は予約制とさせていただきます。

事前に電話等で予約の上で来庁してください。

なお、相談時間は30分以内とさせていただきますので、御了承願います。

## 代理人

申出は、次の専門家に依頼することもできます。

弁護士	(熊本県弁護士会法律相談センター)	TEL 096-325-0009)
司法書士	(熊本県司法書士会	TEL 096-364-2889)
土地家屋調査士	(熊本県土地家屋調査士会	TEL 096-372-5031)
税理士	(南九州税理士会熊本県連合会	TEL 096-366-8251)
社会保険労務士	(熊本県社会保険労務士会	TEL 096-324-1124)
弁理士	(日本弁理士会	TEL 03-3581-1211)
海事代理士	(日本海事代理士会	TEL 03-3552-9688)
行政書士	(熊本県行政書士会	TEL 096-385-7300)

## 申出登記所

申出は、①から④までのいずれかの地を管轄する登記所（法務局）になります。

- |               |                  |
|---------------|------------------|
| ① 被相続人の本籍地    | ③ 申出人の住所地        |
| ② 被相続人の最後の住所地 | ④ 被相続人名義の不動産の所在地 |

## 熊本県内の登記所（法務局）一覧

本局	〒862-0971	熊本市中央区大江3丁目1-53	TEL 096-364-2145
宇土支局	〒869-0451	宇土市北段原町15	TEL 0964-22-0320
玉名支局	〒865-0016	玉名市岩崎273	TEL 0968-72-2347
山鹿支局	〒861-0501	山鹿市山鹿970	TEL 0968-44-2411
阿蘇大津支局	〒869-1234	菊池郡大津町大字引水710-5	TEL 096-293-2272
八代支局	〒866-0863	八代市西松江城町11-11	TEL 0965-32-2654
人吉支局	〒868-0056	人吉市寺町2-2	TEL 0966-22-3393
天草支局	〒863-0037	天草市諏訪町14-35	TEL 0969-22-2467